

福彩支援ニュース 第12号

2016.9



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582



原発への段階規制論を 手前勝手に解釈する国を 原告弁護士団が厳しく糾弾

次回期日は

10/5(水)!

15時開廷

★傍聴希望の方は、14:20までに
さいたま地裁B棟前にお越し下さい。

第12回期日(2016/8/10)報告

福彩支援事務局

8/10に開かれた第12回期日のご報告をいたします。
傍聴席をほぼ埋めつくした39人の傍聴人が注視するなか、原告側弁護士団2名の意見陳述が行われました。

弁護士団は、原発事故に伴う避難の相当性について、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告する線量限度年間1ミリシーベルトを、事故後に突然20ミリシーベルトに引き上げ、その20ミリシーベルトで避難の相当性をみようとする東京電力の主張がいかに不合理であるかを指摘しました。

弁護士団は1ミリシーベルト規制の科学的根拠を示し、国内法では、刑罰をもってでも1ミリシーベルト規制の実効性を担保してきた経緯を挙げ、1ミリシー

ベルトを超える被ばくを避けようとする原告らのは全く合理的な行動であると指摘しました。

続いて、被告国が、「福島原発は敷地高さを超える津波は到来しないことを前提として設置許可を出したから、敷地高さを超える津波に対する対策を行うよう、命令する権限はなかった」などと不誠実な主張をしていることを厳しく糾弾する陳述を行いました。

弁護士団の意見陳述から、国がこんなあきれた主張をしているのか、と知って驚きました。こんな主張がまかり通るなら、いかに技術や地震の対策が進もうとも、設置から長期間を経た原発は、設置当時の技術から一歩も進むことなく取り残されたままの対応でよいことになってしまいます。

一方で国はこれまでの原発設置許可取消訴訟では、原発の設置許可の際はあくまで「基本設計」を審査し、

詳細設計について、その都度最新の知見を取り入れる、段階的な規制を行う、と主張していました。今回の陳述は、従来の主張と真逆な強弁で都合良く責任逃れしようとする国の二枚舌を、厳しく糾弾するものでした。

その後行われた進行協議では、次回以降の期日が決められました。今年度中は、主張のやり取りがまだもう少し続きそうですが、その後の現地検証や専門家証人などについても裁判長から言及があったそうです。
次回期日は10月5日(水)15時開廷です。

また、その後の期日も決定しました。

2017年1月11日(水)と、3月22日(水)

いずれの回も15時開廷です。

どうぞ次回の期日にも皆様お越しいただき、原告・弁護団を応援してください。皆様の引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

裁判所が原告の被った被害と苦しみ、そして強い思いを真っ正面から受け止め、適正かつ迅速な審理をおこない、公正で正義にかなった判決を下すことを強く求める『**公正な判決を求める署名**』を皆さまに呼びかけています！

第1次集約は9月末日です。ぜひご協力ください。

<http://fukusaishien.com/archives/549>

第12回期日 原告側弁護士意見陳述書1(全文)

平成26年(ワ)第501号ほか

原告 20世帯68名

被告 国, 東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成28年8月10日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子

外

〈編集者注〉紙幅の都合で、以下の意見陳述書が前提としている準備書面の掲載は割愛しています。ご諒承ください。

原告第30準備書面の内容について述べます。

1 原告第30準備書面は、本件事故発生までのわが国で、放射線量がどのように規制されてきたかを整理したものです。法令は、国民がどの程度の放射線量までを容認することができるかということの国民の合意として、また国のルールとして定めたものですから、少なくとも法令に定めた線量を超えていれば、国民が、それまでに決めていた国のルールに照らして容認できないと考え、避難するのも当然であるといえます。

2 放射線量について規制する法令のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)について述べます。炉規法では、発電用原子炉に関する設置の許可などについて定めています。また、この炉規法を受けて、炉規法の施行令(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令)、実用炉規則(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則)、線量告示(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示)が定められています。

これらによれば、原子力施設とその周辺が「管理区域」「保全区域」「周辺監視区域」などに分けられ、区分ごとに規制がされています。そして、その一番外側である周辺監視区域について、実効線量は年間1ミリシーベルトが限度とされています。そのため、周辺監視区域のさらに外側である一般の地域はどこでも、実効線量は年間1ミリシーベルトを超えてはならないのです。また、放射性物質を排気や排水として排出する場合も、排出先での実効線量濃度が年間1ミリシーベルトを超えないように定められています。

つまり、少なくとも年間1ミリシーベルトを超える実効線量の地域に滞在することは、国民として容認できないと定められているのです。そこから避難するのも当然だということになります。

3 次に、原子炉の設置や使用についての規制について述べます。原子炉は、炉規法による使用前検査によって、年間1ミリシーベルトという放射性物質の排出基準規制を満たす能力がなければ原子炉の使用が認められません。また、福島第一原発のような実用発電用原子炉については、電気事業法による使用前検査が定められています。その検査では、技術基準省令及び告示によって、実効線量年間1ミリシーベルトの排出規制が定められており、これを満たさなければ原子炉の使

用はできません。また、現行の炉規法では、同様の線量の濃度規制を守らなければ、発電用原子炉の使用のみならず、そもそも設置が許可されません。

4 次に、居住の禁止や立ち入り制限の規制について述べます。炉規法及び実用炉規則では、周辺監視区域での居住が禁止され、立ち入りも制限されています。これは公衆を被ばくから守るための措置でもあり、このことから、国民が少なくとも年間1ミリシーベルトを超える実効線量の地域に居住することは容認されず、立ち入ることも制限されるべきと考えられてきたことが分かります。

5 これらの線量規制については、炉規法及び電気事業法によって、定期検査での確認も求められています。守られない場合には使用の停止や設置許可の取消もされ得るのです。

6 罰則も定められており、規制がいかに関国民の生命身体安全に関わるものであり、守られなければならない重要なものであると考えられてきたかが明らかです。

7 次に、放射線障害防止法（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）について述べます。

放射線障害防止法は、放射性同位元素の取り扱いなどを規制することによって、公衆の安全を確保することを目的としています。

放射線障害防止法及びこれを受けた政令・規則・告示も、炉規法などと同様に、施設の境界等における放射線量が実効線量1ミリシーベルト以下となるよう遮蔽措置を義務づけ、また、排気・排水設備にも実効線量年間1ミリシーベルト以下とする能力を要求しています。境界外の線量濃度も監視して、実効線量年間1ミリシーベルトを超えないことも義務づけています。基準に適合する状態を維持する義務を定め、違反した場合には是正命令や使用許可取消処分ができるものとし、罰則を定めていることも同様です。

8 以上に述べた、年間1ミリシーベルトという数字が導入されたいきさつについて述べます。

実効線量年間1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度は、ICRP（国際放射線防護委員会）1990年勧告がLNT（しきい値なし直線）仮説を採用して勧告した

公衆被ばく線量限度を、放射線審議会における専門的審議を経て、国内法に導入したものです。その意見具申を踏まえて、告示による公衆被ばくの実効線量が1ミリシーベルトに改正されました。

ICRPの1990年勧告は、線量限度を定める委員会の目的を、「継続的な被ばくについて、個人に対する影響が容認できないとされるようなレベルの線量を確定すること」として、公衆被ばく線量限度実効線量年間1ミリシーベルトを勧告しました。放射線審議会ではこれに沿う意見をまとめ、その意見具申を受けて、線量告示、数量告示における公衆被ばく線量限度は、実効線量にして年間1ミリシーベルト、あるいは3か月で250マイクロシーベルトに改正されたのです。国内法における公衆被ばく線量限度は、放射線審議会による意見具申に従って、ICRP1990年勧告、すなわち、LNT仮説を採用して確定した線量限度の勧告を取り入れたものといえます。

したがって、LNT仮説にたつて公衆被ばく線量限度を実効線量1ミリシーベルトとし、これを超える被ばくを許さず、刑罰をもってでもその実効性を担保しようとしているのが、社会的合意ないし社会規範である国内法の定めであるといえます。ですから、少なくともこれを超える実効線量の地域から避難することは全く合理的な行動なのです。

以上

第12回期日 原告側弁護士意見陳述書2(全文)

平成26年(ワ)第501号ほか

原告 20世帯68名

被告 国, 東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成28年8月10日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子 外

原告第31準備書面の内容について述べます。

1 原告第31準備書面は、被告国の主張に対する反論の書面です。原告はこれまで、本件事故が起こる前

に被告らが行うべきであった津波対策として、建屋や非常用電源設備の水密化などを挙げ、これらの対策が不十分であった被告東電に対し、被告国は、十分な対策を講じるよう命令するなど、必要な権限を行使すべきであったと主張してきました。

2 被告国は、これに対して、「福島第一原発は、敷地高さを超える津波は到来しないことを前提として設置許可を出したから、敷地高さを超える津波に対する対策を行うよう、被告東電に命令する権限は、被告国にはなかった」と主張しています。

その理由として、被告国は、原子炉施設に対する安全規制を、原子炉の「基本設計」の段階と「詳細設計」の段階に分ける「段階的規制論」を展開し、設置許可処分承認された「基本設計」に問題があっても、被告国にはこれを是正するよう被告東電に命令する権限はなかった、と主張します。

そして、福島第一原発の津波対策に関する「基本設計」は、「敷地高さを想定される津波高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐこと」とされていた、と強調し、原告らが求めている「津波が敷地高さを超えて遡上した場合の対策」は、この「基本設計」を変更することになるから、被告国には、敷地高さを超える津波への対策を行うよう、被告東電に命令する権限はなかった、と主張するのです。

しかし、被告国のこのような主張は、従前の訴訟における被告国自身の主張とも相反するものであり到底許されません。以下、詳細を述べます。

3 「段階的規制論」は、過去に、原発の設置許可処分の取消しや無効が争われた裁判で被告国自身が主張し、最高裁判所も採用してきたものです。ただし、原告らがこの「段階的規制論」を必ずしも是認するものではないことを、付言しておきます。

詳しくは第31準備書面で述べていますが、福島第二原発の設置許可取消訴訟、もんじゅの設置許可無効確認訴訟では、設置許可処分の違法性が争点となり、原告側の主張する原子炉施設の安全性、事故対策の不備が、設置許可段階での審査の対象（「基本設計」）に含まれるかどうかが問題となりました。上記各訴訟において、国は、「基本設計」とは「周辺住民の権利義務に直接具体的影響を及ぼさない、きわめて抽象的・漠然としたものである」と主張した上で、かかる抽象

的な基本設計を具体的な設計に落とし込んだ「詳細設計」すなわち具体的な設計や工法、設備の管理方法については、「最新の科学的知見を踏まえて電事法に基づく後段規制で対応する」と主張しました。その上で周辺住民（原告）らが主張する具体的な安全対策は、設置許可段階の基本設計で考慮しなくとも「詳細設計」で対応できるものであり、したがって「基本設計」の欠陥ではない、という主張をしてきました。

この理論は最高裁でも採用されましたが、段階的規制論が是認された理由は、原子炉施設は本来的に危険を内包しており、その安全性は高度な科学技術によって支えられていることから、国が正確な時期・判断で適切な規制を行いつづけるためには、設置許可段階での「基本設計」ですべてを詳細に定めるのではなく、設置許可処分後も、電事法による各規制段階で、その時々最新の科学的知見に即応して、原子炉の安全対策の具体的な設計や工法につき規制を行うことが望ましい、というものでした。つまり、段階的規制論は、設置許可をしてしまった以上その後は科学的知見の進展に伴う規制ができない、という国の言い逃れを許さないものであり、日々進展する科学技術の知見に基づいて、国が電事法に基づく原子炉規制を行いつづけることを求める考え方なのです。

4 国はこれまでの訴訟では、この段階的規制論を主張して、設置許可段階における基本設計とは抽象的で、国民の権利に直接影響しないものである、事故対策の具体的な設計や工法は、設置許可後の電事法による後段規制で対処すべきことであると主張してきました。上記の考え方からすれば、基本設計は漠然とした抽象的なもので、基本設計に不備や不十分な点が判明しても、設置後の詳細設計でカバーすべきもので、直接国民に損害を与えるものではないはずで、そうであれば実際に原発事故が発生して損害を受けた国民が、事故対策にかかる規制の不十分性を問題にする際主張すべきは、「詳細設計」についての電事法に基づく国の規制権限行使にかかる違法性です。

それにもかかわらず、いざ本件で、津波による事故対策不備について、電事法による後段規制の不十分性（違法性）を問われるや、被告国は急遽、具体的な事故対策は「基本設計」に関わるものであり、設置を許可してしまった以上その後の規制はできない、国には電事法による後段規制をする権限はなかった、などと、

従来の主張とは真逆な主張を強弁しているのです。

5 そもそも本件における被告国の主張によっても、福島第一原発の津波対策に関する「基本設計」は、「敷地高さを想定される津波高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重要な影響を受けるおそれがないものとする」というのです。そして原子炉の事故防止対策の具体的な設計や工法は、これまで主張したとおり、科学技術の進展に応じて柔軟な対応ができるよう「詳細設計」とされてきたもので、津波による事故対策も例外ではありません。設置許可段階における基本設計で、原子炉の安全設備の水密化や高所設置の具体的な工法等を定めてしまうと、その後科学技術の進展に即応して電事法による各段階規制ができなくなり、規制のあり方として不適切、というのが段階的規制論からの当然の帰結だからです。

6 以上のとおり、当然、被告国には、必要な津波対策を施すよう電気事業者に対して規制権限を行使することができました。

それにもかかわらず、被告国は、本件訴訟で権限の不行使が問題となるや否や、「段階的規制論」を逆方向に解釈し、具体的な津波対策は「基本設計」の変更だと主張して、権限不行使の責任を逃れようとしています。

被告はその場その場で、自分の責任を言い逃れるため都合良く主張を使い分けているに過ぎず、その訴訟態度は不誠実です。

本件訴訟での被告国の主張は、国自身が従来述べてきたことと相反するだけでなく、最高裁判所の判例にも反するものであり、理由がないことは明らかです。

以上



第5回「福彩訴訟原告交流会」

福彩支援事務局

8月10日の第12回口頭弁論に先立って、5回目の原告交流会が開催されました。この日参加されたのは、南相馬市といわき市から埼玉県に避難されている原告

2名。南相馬市ではほとんどの区域が避難解除となりましたが「相馬の馬追も毎年開催されているけれど、小さい子どもさんがいる方は帰らない。水が心配なんだ。農業用水だけでなく生活用水がね」。

交流会では、今後の裁判の見通しについて弁護士に質問が出されました。以下は弁護士の見解です。

いちばん速く進行しているのが群馬訴訟で、10月に結審、2017年3月には判決、という流れです。群馬訴訟では原告に対する本人尋問が世帯の代表に対して行われています。原告数が700名ほどの山形訴訟では、世帯単位で陳述書を提出しています。

福彩訴訟をの本人尋問はこれからで、専門家を証人として呼ぶ可能性もあり、福彩訴訟は少なくとも2017年いっぱいばかりそうです。

本人尋問についても、原告数が20世帯68人と比較的少ない福彩訴訟では、原告全員の本人尋問を行うことも可能で、原告全員か、世帯代表かによって訴訟の進み具合も異なってきます。

本人尋問は一問一答形式で、主尋問を弁護側が、反対尋問を被告側が行う形となります。弁護士はあらかじめどういふことを聞くか質問のストーリーを作っておくので、陳述によほど大きな矛盾がなければ尋問を心配することはありませんが、原告との一回の面談で本人尋問のストーリーを作るのは無理で、何回もの面談を経て作ることになるということです。

こうした今後の裁判の流れを福彩訴訟原告のみなさんにお伝えし、原告の声をもっと目に見えるかたちとするために、年内に、平日ではなく、より集まりやすい休日に「**拡大原告交流会**」を開いてはどうか、**という意見が、複数の方から提起されました**。原告側弁護士からも「本人尋問に備えて、原告のみなさんの個別の被害状況、避難の状況を調べる必要があります、拡大交流会のような催しは弁護団にとってもありがたい機会です」との意見が出されました。

原告からは「生活を考えると早い判決が欲しいけれど、あせらずじっくりと裁判を進めるべきだと思いました」「証人尋問などのスケジュールが具体的に出来れば、この裁判に新たな動きが見えてきます」との感想が寄せられました。

「拡大原告交流会」への参加のお願い

福彩訴訟原告側弁護団員 まつうら まり さ
松浦麻里沙

弁護団員の松浦麻里沙です。福彩支援の皆様には、毎回の期日の傍聴や報告集会でのご意見等、多大なご支援をいただき、とても感謝しております。

今回は、支援者の皆様に、現在埼玉で行われている裁判の状況や今後予想される裁判の動きについて、簡単にご説明させていただくとともに、原告の皆様に、拡大原告交流会へのご参加のお願いをさせていただきますと思います。

さいたま地方裁判所に継続している福彩裁判は、これまで11回の口頭弁論を行ってきました。この間、私たちは、被告である国と東京電力の責任の内容（国や東電にどのような過失があったのかという主張で、法律的に「責任論」と呼ばれる主張です）を中心として主張をしてきました。ここまでの口頭弁論期日で、責任論に関する主張はおおむね終了したと考えています（もちろん、国や東電の反論に対する再反論は、続けていきます）。

これからは、原告の方々がこうむった「被害」を中心とした主張をしていくこととなります（法律的に「損害論」と呼ばれる主張です）。

「11回も期日をやって、まだ『責任論』しか主張していないのか」と思われる方もいるかもしれません。

しかしながら、責任論の中には、福島第一原発事故の原因をどのようにとらえるか、同原発にどのような問題（欠陥）があったのか、事故前に地震や津波の発生を予見し対策を取ることができたのか、という科学的な問題や、国にどのような責任があるのか、という原子力規制法制の問題など、多くの論点を含んでいます。私たちとしては、裁判所が「今回のような大きな津波を事前に予見して対策をすることはできなかったのではないか。そうであれば、今回の事故の発生について、国や東電を非難することはできないのではないか」というような疑問を抱かないよう、丁寧に主張を積み重ねる必要があると考え、これまで責任論を重点的に主張してきましたので、この点をご理解いただければと思います。

しかしこれからは、「損害論」が主張の中心になります。これまでの「責任論」では、「国や東電がす

べきだったこと」が議論の中心でしたが、損害論では「原告の方々に何が起こったか」が議論の中心となります。福島第一原発事故が発生したとき、どこにいて、どのような指示を受けて（あるいは受けられないで）、どのように避難をしたのか。どのような情報に接し、危険を感じたのか。避難の過程でどのような苦しい思いをしたのか、事故前と事故後で、生活がどのように変わってしまったのか、今後帰還できる見込みはあるのかなど、こうむった「損害」の具体的な内容を、裁判所に伝える必要があります。原告の方それぞれが、それぞれの事情をお持ちです。それを具体的に伝えられるのは、原告ご本人の言葉のほかにはありません。これからは、法律論や技術論だけではなく、原告のみなさんの思いを、いかに裁判所にわかってもらうかも、大切なポイントになっていくと思われます。

弁護団では現在、原告のみなさんに、改めて上記のような事情をうかがい、それを主張する準備を始めています。原告の方々の個別の事情は、それぞれの方の「陳述書」という形で裁判所に提出することになる予定です（提出の具体的な日程は決まっていません）。そして、これも具体的な日程や方法は決まっていますが、裁判所で原告ご本人にお話を聞く「原告本人尋問」も行われることになると思います。他の地域での原発訴訟では、「原告本人尋問」を、原告の方々全員が行うところ、何人かの原告の「代表者」に行うところなど、実施の方法は様々です。さいたま地裁の訴訟では、まだ決まっていますが、いずれ、どのような形で行うか、みなさまにもご案内することになると思います。

今回、福彩支援事務局のご尽力で、拡大原告交流会を開催することとなりました。この交流会は、原告の方々がお互いに交流をさせていただく機会であると同時に、訴訟について疑問に思っていることを弁護団員に直接訪ねる機会にもなると思います。

原告の方々と弁護団員とが、お互いに顔を見せあい、思いを共有することで、これから始まる「損害論」のステージを、より着実に進むことができると確信しています。拡大原告交流会へのより多くの原告の方々のご参加を、お待ちしております。

*拡大原告交流会は12月初旬に開催予定です。会の性質上、参加者を原告、弁護団、福彩支援事務局に限定して行いますので、一般参加についてはご寛恕ください。

「自己責任」で避難者に生活再建を強いる、 国と東京電力の“無責任”

震災支援ネットワーク埼玉(SSN) 事務局長 **あいこう ゆたか**
愛甲 裕

発災以来5年半が経過しようとする2016年8月30日付で復興庁が公表している数字では、東日本大震災により埼玉県内で避難生活が続いている方は4,674名。東日本大震災による大規模地震による家屋倒壊、津波による壊滅的被害、さらには東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた皆さんです。やはり福島県からの避難者が多くを占めており、4,217名に及んでいます。埼玉県内には63の自治体がありますが、その中の56の市町村での避難生活が続いています。

▶ますます進む二極分化

2013年10月30日、政府与党は福島県民の全員帰還を断念。帰還困難区域の住民に「移住」を推奨する方針を発表しています。これに続いて同12月26日には、原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)は「中間指針第四次追補」を公表し、住宅や宅地など、新たな土地での生活再建が可能となるよう、財物賠償について、一定の見直しが行われました。

この賠償制度により、新たな住居を求めて動きはじめている方も出始めている状況の一方で、避難生活中に疾病を抱えた方、家族離散、子供が在学中などにより、まだ今後のことを考える事ができない方、動くことができない方がまだまだ多数いらっしゃいます。このような避難者の二極分化はさらに拡大しつつあります。

▶切り捨てられる区域外避難者

発災から5年が経過して、支援の手からこぼれる方、生活再建に取り残されてしまう懸念がある方がますます増えてきています。

さらに追い打ちをかけるのが、2017年3月末での、自主避難者への住宅無償供与の打ち切りの問題です。

避難指示区域外から、子供の健康と将来を第一に考えて、家族3名で埼玉県内に避難中のご家族のケースをご紹介します。

発災当時小学生だったお子さんも、この春には中学生にまで成長し、埼玉で感じる地震でもフラッシュバックによるパニックを起こしてしまう状況。かかりつけの心療内科医の診断はPTSD(心的外傷後ストレス障害)。父親は福島県内で仕事をしていたが、一家3人での避難を決断。非正規雇用ながらも都内に仕事を見つけましたが、福島県内の住宅ローンも残っています。仕事のストレスも重なって会社を休むようになり収入も低減。妻も持病が悪化し眠れない毎日が続き、お子さんのPTSDもあって仕事にも出れない状況。

“みなし仮設住宅”として民間から借上げられた住居の無償提供は2017年3月で打ち切り。同じ部屋に住み続けるとなると、いきなり月々12万円の家賃がかかるという現実を突きつけられて、SOSを発していただきました。行政や各方面の専門家、専門機関と連携しながら現行の制度で可能な限りの生活再建を支援していくよう取り組んでいます。前途は多難です。

▶支援の手からこぼれ落ちる避難者

避難指示区域からの避難者であるからと、すべての人が新しい家を賠償金で取得できるとは限りません。

農家の次男/三男の方で、先祖代々の家屋に長男家族と同居していたケースでは、家賃の支払いなどは行っていなかった場合が多いものです。この場合、原則として新規住宅取得支援としての損害賠償金は支払われません。

一家離散でバラバラに県外避難した状況の中で、故郷の土地は放射能汚染で、戻って農業はできず、避難先では仕事もみつからず、「移住」もできない状況。

避難元の土地家屋の名義は祖父のまま。固定資産税の支払いを長男が行っていたこともあって、東電の損害賠償請求書類は長男の避難先に送られており、このことが無用な兄弟間の争いごとになってしまっている、というケースです。

▶経済困窮が懸念される年齢層

避難元の社会的インフラも、コミュニティも崩壊し、除染の効果についても疑問視されている中で、避難元での仕事を奪われ、避難先で新たな仕事が見つからない中、東京電力による損害賠償となる精神的慰謝料の支払いも、いつ打ち切りになるのかも不透明な状

況です。

特に、年金受給までに数年も先となる年齢層にとっては、生活再建は険しい道程となることが懸念されます。

▶強いられる「自己責任」

避難者のみなさんは、原発事故によって、突然「選択」と「決断」を迫られました。そして再び、「帰還」か「移住」かの選択を迫られています。

今まであった「避難の継続」という選択肢は、もぎ取られようとしています。

避難生活中の皆さんがますます窮地に立たされ、追いつめられる中で、**私たちの支援活動はこれからが正念場**だと新たな認識に立っています。



これからが
支援活動の
正念場です！



**みなさま
会費の納入を
お願いします！**

「福彩支援」（福島原発さいたま訴訟を支援する会）は、会員のみなさまの会費とカンパによって運営されています。福彩支援は2014年6月18日の第1回訴訟期日に結成され、年末年始や年度の変り目ではなく、毎年6月以降に会費納入のお願いをしています。

遅ればせながら、今号に振替用紙を同封しましたので、会費およびカンパをお送りくださいますようお願い申し上げます。また転居等でご住所の変更があった場合は、お早めにご連絡いただければ幸いです。

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です
カンパもぜひよろしく！**

口座番号：00130-7-550500

郵便振替口座名：福彩支援

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2016/9/15現在)

- 梓澤 和幸 弁護士、NPJ代表
- 安藤 聡彦 埼玉大学教授
- 石川 逸子 詩人、作家
- 池田こみち 環境行政改革フォーラム副代表
- 磯野 弥生 東京経済大学現代法学部教授
- 井戸川克隆 前双葉町長
- 宇都宮健児 元日本弁護士連合会会長
- 菊一 敦子 環境・消費者運動
- 久野 勝治 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
- 小島 力 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
- 後藤 正志 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
- 小林 実 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授

- 肥田舜太郎 医師
- 篠永 宣孝 大東文化大学教授
- 菅井 益郎 国学院大学教授
- 須永 和博 獨協大学外国語学部
- 高橋千劔破 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
- 田中 司 立教小学校元校長
- 暉峻 淑子 埼玉大学名誉教授
- 三浦 衛 図書出版・春風社代表
- 松本 昌次 編集者・影書房
- 水島 宏明 ジャーナリスト、法政大学教授
- 山田 昭次 立教大学名誉教授（日本近代史）
- 渡邊 泉 東京農工大学准教授

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援）

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキューテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称：福彩支援)

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel：048-960-0591 fax：048-960-0592

* 北浦恵美 Email：apply@fukusaishien.com

tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582